

# 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正（骨子案）に対する 府民意見募集結果

## 1 意見募集の期間

令和元年9月30日（月）から10月29日（火）まで

## 2 意見募集の結果

	提出者数	提出案件数
個人	5	6

## 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
全体	1 不適正なことをする者には厳正な処分をお願いしたい。 条例を厳しくすることは賛成である。	今後とも、土砂等による不適正な土地の埋立て等に対し、近隣府県や市町村と連携し、また今回の条例強化内容も十分に生かしながら、しっかりと取り組んでまいります。
	2 土砂規制強化はよいことだが、滋賀県には土砂条例が無いようなので、滋賀県内で土砂の不法投棄が増えないか心配である。	
土砂等搬入禁止区域	3 区域指定に当たっては、具体的に府のどの部署が何を調査して指定場所を定めるのか。 調査や指定の際は、一方的なやり方ではなく当該土地の所有者の了解の上で行って欲しい。	土砂等搬入禁止区域は、現に許可無く土地の埋立て等が行われている土地について、府環境所管部局が、土砂等の埋立て等が継続することにより、土砂等の流出、崩壊その他の災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあるかどうかを事案に応じて調査し判断します。 調査や指定の際には、当該土地所有者等に御説明させていただきますが、災害の発生を防止するために緊急に行うものですので、土地所有者等の了解は要件としないことと考えています。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
<b>災害 防止 措置 勧告 ・ 公表 制度</b>	<b>4</b> 人の生命等に関わる危険な状態とはいえ、勧告に対応できない場合に、違反をしていない土地所有者や土砂発生者や運搬者まで氏名等を公表するのは厳しすぎないか。	<p>土地所有者等（土地の所有者、占有者又は管理者）は、その所有等する土地において土砂等による土地の埋立て等により人の生命等に関わる危険な状態が生じていれば、是正のために必要な措置を講じる義務があり（第5条第2項）、これを行わない場合は義務違反にあたります。このため、勧告に従わない場合は氏名等の公表もやむを得ないと考えます。</p> <p>一方、土砂発生者や運搬者については、不適正な土地の埋立て等が行われていることを知りつつ行為を継続した場合は、不適正な土地の埋立て等を助けた者に該当し（下記の5の京都府の考え方参照）命令対象とできることから、制度設計を見直し、勧告対象から外すこととしました。</p>
<b>命令 対象 の 拡大</b>	<b>5</b> 命令対象者の拡大について、どのようなときにどのような者が対象になるのかよく分からない。	<p>現行条例では、不適正な埋立て等の中止や原状回復を命じる対象は、土地の埋立て等を行った者に限定されています。</p> <p>今回の改正で新たに命令対象に含めようとしている「不適正な土地の埋立て等を助けた者等」については、例えば以下のような者が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適正な土地の埋立て等に用いると知りつつ土地を提供するなどした土地所有者</li> <li>・ 不適正な土地の埋立て場所と知りつつ土砂等を運搬した運搬者</li> <li>・ 不適正な土地の埋立て等を行う者に対し資金提供をしていた者</li> <li>・ 不適正な土地の埋立て等を斡旋、仲介した者 ほか</li> </ul>
	<b>6</b> 条例を改正した際には、命令対象者がどのように変わったか教えて欲しい。	<p>条例改正の際には、府ホームページ等への掲載の他、関係団体等への周知などを行ってまいります。</p>